

株 主 各 位

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 常 陰 均

定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第137期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。次頁のご案内に従って平成20年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時〔午前9時開場〕
2. 場 所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友ビルディング11階会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第137期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第137期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役12名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件
4. 議決権行使についてのご案内
電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合、その他議決権行使に関する事項は、次頁の《議決権行使についてのご案内》をご参照ください。
5. 株主様へのお願い
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限るとさせていただきます。）

以 上

（株主様へのお知らせ方法）

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（http://www.sumitomotrust.co.jp/IR/company/jp/kabunushi_html/sokai.html）において、掲載することによりお知らせいたします。

《議決権行使についてのご案内》

1. 書面（議決権行使書郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会開催日の前日（平成20年6月26日（木曜日））午後5時までに到着するようご返送ください。

2. 電磁的方法（インターネット）による議決権行使

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.webdk.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード及び仮パスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録ください。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- (2) インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日の前日（平成20年6月26日（木曜日））午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行行使されるようお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (4) インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただく際の、プロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
- ①インターネットにアクセスできること。
 - ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer5.5 SP2以上またはNetscape6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
 - ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）
- （Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。
Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

当社証券代行部	専用ダイヤル		0120-186-417	（24時間受付）
<住所変更等用紙の請求>			0120-175-417	（24時間受付）
<その他の照会>			0120-176-417	（平日：午前9時～午後5時）

3. 機関投資家向け議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社（株式会社ICJ）が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

添付書類

第137期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループ（当社、連結される子会社及び子法人等ならびに持分法適用の関連法人等）は、信託銀行業を中心に、リース、クレジットカード、ベンチャーキャピタル、投信委託等の金融サービスならびに住宅仲介、シンクタンク等に至る幅広いサービスの提供を行っております。グループ会社のうち、連結される子会社及び子法人等は36社、持分法適用の関連法人等は7社であります。当社グループの事業にかかわる位置付け及び事業の種類別セグメントにつきましては、次のとおりであります。なお、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

事業の種類別セグメント	所在地	主要な会社名
銀行信託事業	国内	住友信託銀行株式会社 連結される子会社及び子法人等8社 持分法適用の関連法人等5社 【主要な会社名】 ○住信振興株式会社 ○住信保証株式会社 ○住信ビジネスサービス株式会社 ○日本T Aソリューション株式会社 ○住信情報サービス株式会社 住信S B Iネット銀行株式会社 日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社 人事サービス・コンサルティング株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 日本トラスティ情報システム株式会社
	海外	住友信託銀行株式会社 連結される子会社及び子法人等8社 【主要な会社名】 ○The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Limited ○Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A. ○STB Preferred Capital (Cayman) Limited ○Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.) ○STB Preferred Capital 2 (Cayman) Limited ○STB Preferred Capital 3 (Cayman) Limited

事業の 種類 セグメント	所在地	主 要 な 会 社 名
リース事業	国内	連結される子会社及び子法人等 5 社 【主要な会社名】 ○住信リーシング&フィナンシャルグループ株式会社 ○住信リース株式会社 ○住信・松下フィナンシャルサービス株式会社
	海外	連結される子会社及び子法人等 1 社
金融関連 事業	国内	連結される子会社及び子法人等10社 持分法適用の関連法人等 2 社 【主要な会社名】 ○ファーストクレジット株式会社 ○すみしんウェルスパートナーズ株式会社 ○ライフ住宅ローン株式会社 ○住信不動産投資顧問株式会社 ○すみしんライフカード株式会社 ○住信カード株式会社 ○住信インベストメント株式会社 ○住信アセットマネジメント株式会社 ○株式会社住信基礎研究所 ○すみしん不動産株式会社 ビジネクスト株式会社 トップリート・アセットマネジメント株式会社
	海外	連結される子会社及び子法人等 4 社 【主要な会社名】 ○STB Omega Investment Limited

(注) ○は連結される子会社及び子法人等、 は持分法適用の関連法人等であります。

〔金融経済環境〕

当連結会計年度における、わが国経済をみますと、前半は緩やかな景気拡大基調が維持されましたが、後半は、企業収益の伸び悩み等から、景気は踊り場を迎えました。

金融市場では、米国サブプライムローン問題に端を発する混乱が、国内外の市場全体に波及しました。欧米の短期金融市場では信用収縮の動きが強まるとともに、クレジット市場では証券化商品の価格が大幅に下落し、主要国の銀行や機関投資家が多額の損失を被りました。こうした中、株価や為替は動きの激しい展開となりました。一時 1 万 8 千円を上回った日経平均株価は、期末に 1 万 2 千円台まで下落し、円ドルレートは、1 ドル = 120 円の水準から 90 円台へと円高が進行しました。

米国では、金融市場の混乱が続き、景気後退局面入りの懸念が強まったため、F R B（連邦準備制度理事会）は政策金利を累計 3 % 引き下げました。この間日本銀行は、国内景気減速等を受けて、政策金利を据え置きました。

金融界では、各行とも、昨年 9 月末の金融商品取引法施行に伴い、利用者保護のための取り組みを進めました。また昨年10月には、日本郵政公社が民営・分社化されました。

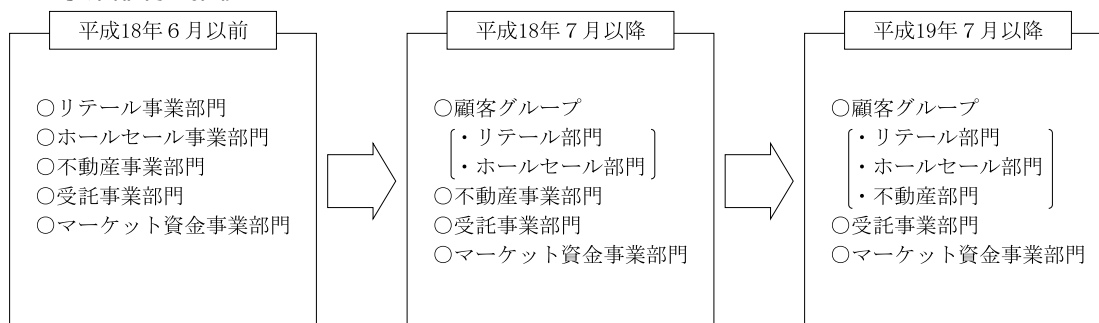
〔企業集団をめぐる事業の経過及び成果〕

このように金融経済が変化する中、当社グループは、「銀行・信託・不動産事業」を兼営する信託銀行としての特長を最大限に活かし、当社の強みを徹底的に強化すべく、経営システムの変革や連結事業戦略等を、攻守のバランスを図りつつ、積極的に推進してまいりました。

事業部制の見直し

グループの中核となる当社では、平成18年度に引き続き事業部制の再編を実施いたしました。不動産事業の優位性のさらなる活用、ならびに、銀行事業・不動産事業相互の情報開発力強化の観点から、リテール部門・ホールセール部門等からなる顧客グループに不動産事業部門を統合し、1グループ3事業部門で構成していた体制を1グループ2事業部門としました。事業部制のメリットは残しつつ、さらなる部門間の連携と協働を推進する体制を構築することにより、お客様のニーズを的確に捉えた、より付加価値の高いサービスの提供に努めました。

事業部制の推移



リスク管理強化、人材育成の充実

事業環境が激しく変化し、金融商品も一段と複雑化する中、コンプライアンス及びリスク管理態勢のさらなる強化を図り、守りの面からも事業競争力の強化に取り組むとともに、人材育成等の充実を図りました。

連結事業戦略の展開

当社グループ全体では、連結事業戦略の推進に引き続き注力しております。

昨年5月には、多種多様な住宅ローンのニーズへの対応力を高めるべくライフ住宅ローン株式会社を買収した他、本年2月にはパークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社を合併し、同社の資産管理業務を承継しております。

また、昨年9月には、当社とSBIホールディングスが共同で創設した住信SBIネット銀行株式会社が開業しました。預金・資金決済・融資・資産運用のフルバンキングサービスを備えた国内初のインターネット専門銀行として、20～40代の資産形成期の方々を含む、幅広い層のお客様を獲得し、当社グループ全体の個人顧客基盤の拡大を図っております。

同じく昨年9月に、東海東京証券株式会社と当社、すみしん不動産株式会社の共同設立による東海東京SWPコンサルティング株式会社が、名古屋で営業を開始しました。業界初の信託銀行と証券会社の合併会社である同社を通じ、財産や事業承継・不動産活用に関するコンサルティングを提供し、成長性の高い中京圏での顧客基盤拡大に取り組んでおります。

また、昨年11月には、あおぞら銀行グループと包括的業務提携につき基本合意を行い、本年3月には、株式会社あおぞら銀行と当社、すみしん不動産株式会社による不動産関連業務に関する業務提携契約を締結しました。

以上のような連結事業戦略を遂行しつつ、グループ会社の内部統制・システム管理態勢等の強化に向けたサポート体制を当社内に構築し、グループ全体でのコンプライアンス・リスク管理態勢等の高度化にも、着実に取り組みました。

このように攻守両面に亘る連結事業戦略を進め、顧客基盤・事業基盤の外延的拡大を図るとともに、グループ会社間でのシナジーを発揮・クロスセルの推進等によって、各種の資本・業務提携戦略の成果発現に努めております。

（事業セグメント別の経過等）

銀行信託事業について、概況は次のとおりです。

リテール事業

投資信託商品のラインアップ拡充、当社と取引のあるお客様向けの優遇サービス「アドバンテージサービス」の改定による金利・手数料の優遇サービスの充実、信託銀行としては初めてとなる株式会社セブン銀行とのATM提携等、商品・サービスの拡充を進めるとともに、昨年12月には立川コンサルティングオフィスを開設し、資産運用・資産管理のメインバンクをめざしたコンサルティング力の強化に努めました。住宅ローン業務においては、大型分譲案件への社内対応体制を強化するとともに、昨年5月に買収したライフ住宅ローン株式会社を通じて、より多くのお客様のニーズにお応えしました。プライベートバンキング業務については、すみしんウェルスパートナーズ株式会社、東海東京SWPコンサルティング株式会社との連携をさらに強化し、富裕層・企業オーナーのお客様との取引を拡充しました。

ホールセール事業

米国サブプライムローン問題に起因する金融市場の混乱の影響を受け、海外クレジット資産に損失が生じたものの、製造業向け貸出・不動産ノンリコースローン等の国内円貨貸出に注力するとともに、M&Aや事業再編、買収防衛コンサルティングをはじめとした中長期的な視点での営業情報開発の強化や、取引先の業種に応じた営業体制の整備等を進め、法人営業モデルと収益ポートフォリオの変革を推進しました。証券代行業務では、来年1月に導入が予定されている株券電子化への対応として、日本TASソリューション株式会社と協働で、次世代の証券代行業務の基盤構築を計画的に推進いたしました。

不動産事業

主力となる不動産仲介業務において、リテール事業・ホールセール事業との連携を一層強化するとともに、マーケットに応じた情報獲得・営業体制を構築し、不動産情報量の拡大・収益力の強化に取り組みました。不動産証券化受託業務については、インターネットを通じて管理システムを外部開放する新サービスを開始し、安定的な残高拡大を図りました。また、不動産投資マネージ業務については、住信不動産投資顧問株式会社が私募ファンドビジネスを積極展開するとともに、投資判断の迅速化を通じて当社のエクイティ投資収益の確保を図りました。

受託事業

年金、投資マネージ及び証券管理サービス事業を担う受託事業部門では、金融市場環境の混乱等の厳しい環境下での事業展開となりましたが、運用力の向上とマーケティング力の強化に努め、社内外の高品質な運用商品の提供と専門性を活かした付加価値の高い運用アドバイスの提供を通じて、年金信託及び株式投資信託の受託残高を拡大いたしました。確定拠出年金業務では、ポータルサイトを用いた加入者向けサービスのレベル向上に取り組みました。あわせて、Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A) は、特色あるサービスの提供を通じてグローバルカストディ残高を積み増すとともに、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社も、機関投資家等の多様なニーズに的確に対応すべくサービスのレベルアップに努め、受託資産残高を伸長させました。

マーケット資金事業

金融市場が大きく変動する中、リスクマネージ力の強化を図りつつ、時機を捉えた的確な運用により、当社収益の安定化に貢献しました。また、デリバティブ付き預金のバリエーション拡充等、お客様のニーズに応じた市場型金融商品の開発・提供にも注力しました。

リース事業及び関連会社における金融関連事業についての概況は次のとおりです。

本年3月に、住信リース株式会社と住信・松下フィナンシャルサービス株式会社の経営統合を実施し、住信リーシング&フィナンシャルグループ株式会社を設立しました。両社の持つ広範な顧客基盤と事業インフラ及び、当社グループの顧客基盤等を融合し、リース事業の強化、総合ファイナンス事業の競争力の強化を推進してまいります。

ファーストクレジット株式会社は、社内の営業体制及び広告戦略の強化や当社グループ会社・他金融機関等との連携強化を通じて、取組案件を厳選しつつ、貸出残高・収益を積み増し、不透明な不動産市況の中、業容・顧客基盤を拡大させました。

住信カード株式会社は、会員優遇制度の浸透や提携先からの大型の新規顧客獲得を通じて会員数を伸長させるとともに、富裕層向けのカードの取扱いを開始する等、新たなサービスの展開にも注力しました。

住信インベストメント株式会社は、投資先を厳選のうえベンチャービジネス業務を推進し、投資先企業の上場に伴う投資資金の回収や管理型ファンドの組成等を通じて、着実に収益を積み増しました。

住信アセットマネジメント株式会社は、投資信託の時価下落の影響はあったものの、当社リテール事業との連携をさらに推進し、新規設定ファンドの取扱い開始・既存商品の販売強化に取り組んだ結果、運用資産残高を堅調に伸ばしました。

株式会社住信基礎研究所は、第三者評価機関としての確で高品質な不動産投資適格性の評価や不動産投資市場の将来予測等のサービスを機関投資家等に提供し、不動産事業における当社グループのブランド向上に引き続き貢献しました。

すみしん不動産株式会社は、不動産市況が後退する中、当社リテール事業やグループ会社との連携から着実に成果を積み上げるとともに、首都圏店舗網の移転拡充等の拠点戦略の再構築により、事業基盤の強化を図り、業績は底固く推移しました。

ビネクスト株式会社は、貸金業法の改正や中小企業の倒産増加等の影響を受けたものの、回収部門の強化やスコアリングモデルの改定等の施策を着実に実行し、外部の事業環境に影響されにくいビジネスモデルの構築に注力しました。

トップリート・アセットマネジメント株式会社は、新規運用資産の受託体制の強化により、優良案件への新規投資を行い、資産規模の拡大・安定的な収益基盤の確保に努めました。

（事業の成果）

当連結会計年度の業績

人員増強のほか、効率化・顧客サービス強化のための拠点関係費用の増加に伴う経費増加を主因として、単体の「実質業務純益^{（注1）}」は前年同期比20億円減少の1,738億円となりましたが、連結子会社（住信リース株式会社、ライフ住宅ローン株式会社）の収益寄与等により、連結ベースでは同14億円増加の2,168億円となりました。

一方で、米国サブプライムローン問題に端を発する海外クレジット市場の混乱への対処により生じた損失等により、経常利益は前年同期比331億円減少の1,369億円となりました。

なお、退職給付信託返還益（99億円を計上。当期純利益約59億円の増加要因）や、税効果会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第6号）適用に伴う法人税等調整額への影響（当期純利益約41億円の減少要因）等の一時的要因を計上した上で、当期純利益は同214億円減少の823億円となっております。また、1株当たり当期純利益は、潜在株式調整後で49円17銭となっております。

セグメントの状況

セグメント別の経常利益ならびに内部取引消去前の経常利益に占める割合は次のとおりであります。

まず、事業の種類別セグメントにつきましては、銀行信託事業が1,226億円（89.0%）、リース事業が84億円（6.1%）、金融関連事業が67億円（4.9%）となりました。

また、所在地別セグメントにつきましては、日本が1,916億円（137.3%）、米州が93億円（6.7%）、欧州が449億円（32.2%）、アジア・オセアニアが23億円（1.6%）となりました。

資産負債の状況

連結総資産は、貸出金残高が増加したこと等により、前年度末比 1 兆1,776億円増加し期末残高は2兆21,807億円、連結純資産は、その他有価証券評価差額金の減少等により、同1,669億円減少し期末残高は 1 兆2,809億円となりました。

主な勘定残高といたしましては、貸出金は、良質な資金需要への積極的な取り組み等により、同2,589億円増加し期末残高は10兆7,462億円、有価証券は、同6,627億円減少し期末残高は 4 兆6,024億円となりました。預金は、定期預金の増加を主因に、同5,144億円増加し期末残高は11兆8,757億円となりました。

なお、当社の信託財産総額（単体）は、投資信託、金銭信託の増加を主因として、前年度末比 13兆3,841億円増加し期末残高は90兆5,340億円となりました。

〔企業集団が対処すべき課題〕

足もと、金融市場環境の混乱は続くものの、当社グループは、商品サービスのさらなる多様化・収益構造の多層化を進め、多様な事業ポートフォリオを有する強みを如何なく発揮し、付加価値の高いサービスによるトータルソリューション提供力に磨きをかけてまいります。そして、「貯蓄から投資へ」の大きな流れの中で、退職者、富裕層や、年金等の多様で有利な運用先を求めるお客様に、経済の有望分野・成長分野への最適な投資機会を提供する「資産運用型金融仲介モデル」を確立すべく、各事業戦略の強化、ハイブリッド型事業の展開、経営・事業インフラのさらなる充実等に努め、自らの強みとする事業領域において、他の金融機関の追従を許さないステージに成長を遂げてまいります。

各事業戦略の強化

リテール事業では、営業員の運用コンサルティング能力を一段と向上させ、相対型の付加価値の高いサービス提供を通じて、受信残高の増大及び実績配当型商品の販売拡大を図るとともに、保険・ローン・不動産等のお客様のライフイベントに応じた商品ラインアップの拡充に取り組んでまいります。

ホールセール事業では、お取引先企業の資本政策・不動産等に着目した総合的ソリューションの提供や、市場型事業での自己投資力の向上に努めるとともに、各種投資商品の販売を通じた投資家基盤の拡充を図り、資産運用型ビジネスの推進に注力いたします。

不動産事業では、不動産市況の変化に応じた仲介営業体制の再編と、社内グループ内連携のさらなる推進により、仲介業務の競争力強化を図ってまいります。また、グループ企業を通じた私募ファンドの組成や、エクイティ投資等、不動産投資マネージ業務の一層の強化を通じ、収益基盤を拡大してまいります。

受託事業では、年金制度・資産運用・資産管理の一体運営を総合的に展開し、多彩な運用商品の提供と高度な運用コンサルティングで、年金信託・投資信託等の受託残高拡大に注力するとともに、海外投資家からの運用受託の強化に努めてまいります。また、確定拠出年金業務の展開を加速・発展させ、収益性の向上を図ってまいります。

マーケット資金事業では、マクロ経済予測力・リスク分析力を活かした財務マネジメントとマーケットオペレーションの実行により、的確に収益機会を獲得し、当社収益の安定化を図るとともに、お客様の資産運用ニーズやリスクに的確なソリューションを提供する市場型金融商品の開発・提供を推進してまいります。

多様な機能を活用したトータルソリューションの提供～「ハイブリッド型事業」の展開

また、当社の有する専門性の高い多様な機能を、部門やグループ内各社相互間で融合・進化させることによって、「住信ならではの」の事業展開、住友信託銀行だからこそ可能な総合的なソリューションの提供を行う、いわゆるハイブリッド型事業の展開に注力してまいります。具体的には、機関投資家向け運用コンサルティング力を活用して個人・法人も含めたグループ全体の投資家基盤を拡大する投資営業、プライベートバンキング・富裕層のお客様に、資産に関するトータルソリューションを提供するウェルスマネジメント事業、不動産取引の商流から発生する収益機会をグループ内でくまなく獲得する不動産総合事業等の展開に注力いたします。

経営・事業インフラの充実

あわせて、国内外のクレジット投資に係るリスク管理態勢の抜本的強化をはじめとするコンプライアンス及びリスク管理の徹底、人材育成への計画的な取り組み等により、当社グループの持続的成長を可能とする経営・事業インフラの充実を図ってまいります。

こうした事業活動を通じまして、「貯蓄から投資へ」の時代に、大きな将来性を有する「資産運用型金融ソリューショングループ」へ進化を遂げ、お客様からより一層の信頼と支持をいただき、企業価値の増大を実現するべく、役職員一同全力を尽くす所存であります。

株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(注1) 実質業務純益とは、銀行の実勢ベースの収益力を表す指標として用いられております。

(注2) 以上のご報告の計数につきましては、単位未満を切り捨てて記載しております。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
連結経常収益	5,009	7,898	8,533	10,956
連結経常利益	1,341	1,719	1,701	1,369
連結当期純利益	968	1,000	1,038	823
連結純資産額	9,097	11,179	14,479	12,809
連結総資産	159,083	206,319	210,030	221,807

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
預 金	90,953	103,161	113,170	118,102
定期性預金	71,681	79,318	88,782	96,639
その他	19,271	23,843	24,388	21,462
貸 出 金	90,358	103,525	107,974	110,332
個人向け	12,277	15,285	17,467	18,025
中小企業向け	26,677	29,959	35,708	34,002
その他	51,403	58,280	54,798	58,304
特定取引資産 (トレーディング資産)	2,834	4,380	6,109	10,796
特定取引負債 (トレーディング負債)	524	728	557	3,396
有 価 証 券	45,874	59,380	55,044	48,911
国 債	10,381	13,859	11,233	10,884
その他	35,493	45,521	43,811	38,026
社 債	1,627	1,927	2,605	3,159
総 資 産	160,185	203,717	204,049	215,132
内 国 為 替 取 扱 高	725,715	787,463	986,111	1,026,184
外 国 為 替 取 扱 高	168,126 百万ドル	153,756 百万ドル	158,836 百万ドル	186,581 百万ドル
経 常 利 益	120,587 百万円	148,293 百万円	134,551 百万円	103,928 百万円
当 期 純 利 益	84,700 百万円	88,497 百万円	81,813 百万円	69,924 百万円
1 株当たりの当期純利益	52 ^円 34 銭	52 ^円 98 銭	48 ^円 89 銭	41 ^円 75 銭
金 銭 信 託	10,030	12,181	9,054	6,982
貸 出 金	1,824	1,673	4,289	3,289
有 価 証 券	435	437	146	97
その他	7,770	10,070	4,618	3,595
貸 付 信 託	10,984	9,370	7,007	2,882
貸 出 金	5,535	3,844	—	—
有 価 証 券	401	96	—	—
その他	5,047	5,430	7,007	2,882
信 託 財 産	526,455	616,698	771,499	905,340
信 託 報 酬	71,316 百万円	68,900 百万円	73,226 百万円	74,641 百万円

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「金銭信託」及び「貸付信託」は、元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）について記載しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			前 年 度 末		
	銀行信託事業	リ ー ス 事 業	金融関連事業	銀行信託事業	リ ー ス 事 業	金融関連事業
使 用 人 数	7,473人	1,146人	1,206人	7,157人	1,211人	1,037人

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時雇用を含んでおりません。
2. 使用人には、取締役を兼務していない執行役員を含んでおります。
3. 当社ならびに連結される子会社及び子法人等の使用人数を記載しております。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ．銀行信託事業（当社）

国内：本店営業部（大阪府）、東京営業部、神戸支店、横浜支店、名古屋支店、千葉支店、ほか56店
（前年度末60店）

海外：ニューヨーク支店、ロンドン支店、シンガポール支店、上海支店（前年度末4店）

（注）営業所数には、出張所を含んでおります。

ロ．銀行信託事業（主要な子会社及び子法人等）

主 要 な 会 社 名	主 要 な 営 業 所
住信振興株式会社	本社（大阪府）
住信保証株式会社	本社（東京都）、大阪営業本部
住信ビジネスサービス株式会社	本社（東京都）
日本T Aソリューション株式会社	本社（東京都）
住信情報サービス株式会社	大阪本社、東京本社
The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Limited	本社（中華人民共和国香港特別行政区）
Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A.	本社（ルクセンブルグ大公国）
STB Preferred Capital (Cayman) Limited	本社（英国領西インド諸島グランドケイマン島）
Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)	本社（アメリカ合衆国）
STB Preferred Capital 2 (Cayman) Limited	本社（英国領西インド諸島グランドケイマン島）
STB Preferred Capital 3 (Cayman) Limited	本社（英国領西インド諸島グランドケイマン島）

ハ．リース事業

主 要 な 会 社 名	主 要 な 営 業 所
住信リーシング&フィナンシャルグループ株式会社	本社（大阪府）
住信リース株式会社	本社（東京都）、大阪支店
住信・松下フィナンシャルサービス株式会社	本社（大阪府）、首都圏支店（東京都）

二．金融関連事業

主 要 な 会 社 名	主 要 な 営 業 所
ファーストクレジット株式会社	本店（東京都）、大阪支店
すみしんウェルスパートナーズ株式会社	本社（東京都）
ライフ住宅ローン株式会社	本店（東京都）、大阪支店
住信不動産投資顧問株式会社	本社（東京都）
すみしんライフカード株式会社	本店（東京都）
住信カード株式会社	本社（東京都）、大阪支社
住信インベストメント株式会社	本社（東京都）
住信アセットマネジメント株式会社	本社（東京都）
株式会社住信基礎研究所	本社（東京都）
すみしん不動産株式会社	本社（東京都）
STB Omega Investment Limited	本社（英国領西インド諸島グランドケイマン島）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

事 業 セ グ メ ン ト	金 額
銀 行 信 託 事 業	10,046
リ ー ス 事 業	418
金 融 関 連 事 業	450
合 計	10,915

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社ならびに連結される子会社及び子法人等の設備投資の総額を記載しております。

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

事 業 セ グ メ ン ト	内 容	金 額
銀 行 信 託 事 業	サ ウ ス タ ワ ー ビ ル 移 転	3,059
	立川コンサルティングオフィス開設	364
合 計		3,424

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況
(連結される子会社及び子法人等)

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資 本 金	当社が有する 子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	その他
住信振興株式会社	大 阪 市 中 央 区 北 浜 四 丁 目 5 番 33 号	ビル管理業務	昭和23年 6 月30日	百万円 50	% 100.00	—
住信保証株式会社	東 京 都 中 央 区 八 重 洲 二 丁 目 3 番 1 号	ローン 保証業務	昭和52年 8 月25日	百万円 100	% 100.00	—
住友信託財務（香港） 有限公司 〔The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Limited〕	Suites 704-706, 7th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong, S.A.R., People's Republic of China	金融業務	昭和53年 7 月 4 日	百万円 4,508 (万米ドル 4,500)	% 100.00	—
ファーストクレジット 株式会社	東京都千代田区大手町 二 丁 目 6 番 2 号	金銭貸付業務	昭和54年 3 月23日	百万円 13,500	% 100.00	—
スミトモ トラスト アンド バンキング（ルクセン ブルグ）エス・エー 〔Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A.〕	18, Boulevard Royal, L-2449, Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg	信託業務 金融業務 証券業務	昭和60年 4 月22日	百万円 3,005 (万米ドル 3,000)	% 100.00	—
住信リーシング& フィナンシャルグループ 株式会社	大 阪 市 北 区 中 之 島 三 丁 目 2 番 18 号	リース関連子 会社の経営管 理業務	平成20年 3 月31日	百万円 50	% 100.00	—
住信リース株式会社	東京都千代田区丸の内 一 丁 目 6 番 1 号	リース業務	昭和60年 7 月 1 日	百万円 5,064	% 100.00 (100.00)	—
すみしんウェルス パートナーズ株式会社	東京都中央区八重洲 二 丁 目 3 番 1 号	コンサルティング業務	平成元年 11月 6 日	百万円 155	% 100.00	—
ライフ住宅ローン 株式会社	東京都中央区八重洲 二 丁 目 2 番 1 号	金銭貸付業務	平成 4 年 1 月22日	百万円 1,000	% 100.00	—
住信ビジネスサービス 株式会社	東京都府中市日鋼町 1 番10	事務代行業務 人材派遣業務	平成 7 年 7 月 3 日	百万円 80	% 100.00	—
エスティービー プリファード キャピタル （ケイマン）リミテッド 〔STB Preferred Capital (Cayman) Limited〕	P.O.Box309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies	金融業務	平成11年 2 月12日	百万円 2,000	% 100.00	—
スミトモ トラスト アンド バンキング カンパニー （ユー・エス・エー） 〔Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)〕	111 River Street, Hoboken, NJ07030, U.S.A.	金融業務 信託業務	平成14年 5 月20日	百万円 5,610 (万米ドル 5,600)	% 100.00	—

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議 決 権 比 率	その他
住信不動産投資顧問 株式会社	東京都千代田区丸の内 一 丁 目 9 番 2 号	投資助言業務	平成17年 11月7日	百万円 300	% 100.00	—
エスティービー プリファード キャピタル2 (ケイマン) リミテッド (STB Preferred Capital 2 (Cayman) Limited)	P.O.Box309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies	金融業務	平成17年 11月21日	百万円 1,500	% 100.00	—
エスティービー プリファード キャピタル3 (ケイマン) リミテッド (STB Preferred Capital 3 (Cayman) Limited)	P.O.Box309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies	金融業務	平成19年 2月14日	百万円 1,500	% 100.00	—
日本T Aソリューション 株式会社	東京都府中市日鋼町 1 番 1	情報処理業務 計算受託業務	平成10年 7月1日	百万円 2,005	% 80.00	—
エスティービー オメガ インvestment リミテッド (STB Omega Investment Limited)	P.O.Box309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies	金融業務	平成18年 6月6日	百万円 6,011 (万米ドル 6,000)	% 75.00	—
住信・松下フィナンシャル サービス株式会社	大 阪 市 北 区 中之島三丁目2番18号	リース業務 割賦購入 あっせん業務 クレジット カード業務	昭和42年 2月27日	百万円 20,520	% 66.00 (66.00)	—
すみしんライフカード 株式会社	東京都千代田区有楽町 一 丁 目 2 番 2 号	クレジット カード業務	平成16年 10月27日	百万円 200	% 51.00	—
住信カード株式会社	東京都中央区日本橋本町 四 丁 目 11 番 5 号	クレジット カード業務	昭和58年 6月24日	百万円 50	% 95.00 (45.00)	—
住信インベストメント 株式会社	東京都千代田区丸の内 一 丁 目 3 番 1 号	ベンチャーキャ ピタル業務	平成12年 3月22日	百万円 35	% 100.00 (60.00)	—
住信情報サービス 株式会社	大阪府豊中市新千里西町 一 丁 目 1 番 3 号	情報処理業務 計算受託業務	昭和48年 2月12日	百万円 100	% 100.00 (65.00)	—
住信アセットマネジメント 株式会社	東京都中央区八重洲 二 丁 目 3 番 1 号	投資運用業務 投資助言業務	昭和61年 11月1日	百万円 300	% 100.00 (70.00)	—
株式会社住信基礎研究所	東 京 都 中 央 区 京 橋 一 丁 目 2 番 5 号	調査研究業務 コンサルティング業務 投資助言業務	昭和63年 7月1日	百万円 300	% 100.00 (70.16)	—
すみしん不動産株式会社	東京都中央区八重洲 二 丁 目 3 番 1 号	不動産 仲介業務	昭和61年 1月24日	百万円 300	% 100.00 (95.00)	—

(持分法適用の関連法人等)

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議 決 権 比 率	その他
住信ＳＢＩネット銀行 株式会社	東 京 都 港 区 六 本 木 一 丁 目 6 番 1 号	銀行業務	昭和61年 6 月 3 日	百万円 20,000	% 50.00	—
日本ペンション・オペ レーション・サービス 株式会社	東 京 都 中 央 区 日 本 橋 箱 崎 町 24 番 1 号	年金給付金等 計算業務 事務代行業務	平成16年 12月21日	百万円 1,500	% 50.00	—
ビジネクスト株式会社	東 京 都 千 代 田 区 有 楽 町 一 丁 目 2 番 2 号	金銭貸付業務	平成13年 1 月 18 日	百万円 9,000	% 40.00	—
人事サービス・コンサルティング 株式会社	東 京 都 中 央 区 銀 座 七 丁 目 13 番 8 号	人事関連サー ビス業務	平成14年 5 月 20 日	百万円 519	% 38.89	—
トップリート・アセット マネジメント株式会社	東 京 都 中 央 区 日 本 橋 一 丁 目 13 番 1 号	投資法人資産 運用業務	平成16年 10月22日	百万円 300	% 38.00	—
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東 京 都 中 央 区 晴 海 一 丁 目 8 番 11 号	信託業務 銀行業務	平成12年 6 月 20 日	百万円 51,000	% 33.33	—
日本トラスティ情報システム 株式会社	東 京 都 府 中 市 日 鋼 町 1 番 10	情報処理業務 計算受託業務	昭和63年 11 月 1 日	百万円 300	% 33.33 (28.33)	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を、当社が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2. 外国通貨建の資本金については、決算日の為替相場による円換算額を記載しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、連結される子会社及び子法人等による間接所有の割合であります。
4. 住信リーシング&フィナンシャルグループ株式会社は、平成20年3月31日にリース関連子会社の経営管理業務を行う持株会社として設立しております。
5. ライフ住宅ローン株式会社は、平成19年5月18日に株式を取得し、子会社化しております。
6. 住信ＳＢＩネット銀行株式会社は、株式会社ＳＢＩ住信ネットバンク設立準備調査会社が、平成19年9月11日付で商号を変更した会社であり、平成19年9月24日より銀行業務を開始しております。

〔重要な業務提携の概況〕

1. 当社は、統合ＡＴＭスイッチングサービスを利用し、現金自動設備の金融機関相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
2. 当社は、株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び自動預入れ、窓口及びテレホンバンクサービス、インターネットバンクサービスでの相互送金、ならびに、ゆうちょ定時定額自動口座振替サービス「ゆうゆうパック」を行っております。
3. 当社は、日本デビットカード推進協議会に加盟し、加盟企業及び加盟金融機関等と提携することにより、デビットカードの取扱いを行っております。
4. 当社は、株式会社イーネットと提携し、共同ＡＴＭ運営事業に参加することにより、提携しているコンビニエンス・ストア等において現金自動設備による現金自動引出し、自動預入れ及び振り込みのサービスを行っております。
5. 当社は、株式会社セブン銀行と共同ＡＴＭに関する業務提携契約を締結し、現金自動設備による現金自動引出し及び自動預入れのサービスを行っております。
6. 当社は、平成20年３月末日現在、83の金融機関、事業会社及び財団法人と代理店契約を締結し、お客様に対して信託サービスを行っております。
7. 当社グループは、株式会社八千代銀行との間で業務・資本提携契約を締結し、代理店契約、ＡＴＭ提携手数料の相互無料化、資産運用に関する商品提供等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
平成20年１月31日	当社は、Barclays Global Investors UK Holdings Limited よりパークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社の全普通株式を取得し、当社100%出資の子会社といたしました。
平成20年２月１日	当社は、パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社を吸収合併いたしました。
平成20年３月31日	当社は、住信リース株式会社と住信・松下フィナンシャルサービス株式会社に関する当社の管理運営事業を新設分割の方法により分社化し、当社100%出資の子会社として両リース関連子会社の持株会社である住信リーシング&フィナンシャルグループ株式会社を設立いたしました。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(平成19年度末現在)

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
高 橋 温	*取 締 役 会 長			
幡 部 高 昭	*取 締 役 副 会 長			
常 陰 均	*取 締 役 社 長	業務監査部統轄		
渋谷 正 雄	*取 締 役 (専務執行役員を兼務)	顧客グループ統轄役員 兼顧客グループ・不動産部門長		
井 上 政 清	*取 締 役 (専務執行役員を兼務)	顧客グループ・ホールセール部門副部門長 兼顧客グループ営業店部業推役員		
向 原 潔	取 締 役 (常務執行役員を兼務)	顧客グループ・ホールセール部門長 兼顧客グループ営業店部業推役員		
鈴木 優	取 締 役 (常務執行役員を兼務)	本店総括部、業務部、総務部統轄 顧客グループ営業店部業推役員		
奥 野 博 章	取 締 役 (常務執行役員を兼務)	管理部、業務管理部、システム推進部統轄 兼顧客グループ・リテール部門副部門長		
安 藤 友 章	取 締 役 (常務執行役員を兼務)	顧客グループ・リテール部門長 兼顧客グループ営業店部業推役員		
草 川 修 一	取 締 役 (常務執行役員を兼務)	人事部、リスク統括部、調査部統轄		
筒 井 澄 和	取 締 役 (常務執行役員を兼務)	マーケット資金事業部門長		
荒 木 二 郎	取 締 役		住信リーシング&フィナン シャルグループ株式会社 代表取締役 住信リース株式会社 代表取締役社長	
田 辺 榮 一	常任監査役(常勤)			
高 村 幸 一	監 査 役 (常 勤) (社 外 監 査 役)			
野 口 裕 史	監 査 役 (常 勤)			
前 田 庸	監 査 役 (社 外 監 査 役)		株式会社東京証券取引所 社外取締役 社団法人東京銀行協会監事	
平 尾 光 司	監 査 役 (社 外 監 査 役)		専修大学経済学部教授 セントケア・ホールディング株式会社 社外監査役	

- (注) 1. *を付した取締役は、代表取締役であります。
2. 監査役 高村幸一、前田 庸及び平尾光司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 当社は、事業部制を導入しており、各事業部門の主な業務内容は次のとおりであります。
顧客グループ・リテール部門 - 個人のお客様との受与信取引をはじめ各種金融サービスの提供業務
顧客グループ・ホールセール部門 - 法人のお客様との受与信取引をはじめ各種金融サービスの提供業務
顧客グループ・不動産部門 - 不動産仲介業務、不動産証券化業務、不動産投資顧問業務、不動産管理業務
受託事業部門 - 投資マネージ業務、証券管理業務、年金信託業務
マーケット資金事業部門 - インターバンク・マーケットでの資金証券業務

4. 当事業年度中に退任した会社役員

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職	そ の 他
森 田 豊	取締役社長 (代表取締役)	業務監査部統轄		平成20年1月3日付辞任

地位、担当及び重要な兼職は辞任時点のものであります。

5. 当社では、環境の変化に対応した経営の意思決定・戦略の遂行・リスク管理を迅速に行うため、執行役員制度を導入しております。平成20年4月1日現在の取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は、次のとおりであります。

氏 名	地 位	担 当
大 塚 明 生	常 務 執 行 役 員	受託事業部門長
杉 田 光 彦	常 務 執 行 役 員	顧客グループ営業店部業推役員
服 部 力 也	常 務 執 行 役 員	顧客グループ・ホールセール部門副部門長 兼顧客グループ営業店部業推役員
縄 田 満 児	常 務 執 行 役 員	コンプライアンス統括部、C S推進部統轄 顧客グループ審査担当副統轄役員
雨 宮 秀 雄	常 務 執 行 役 員	顧客グループ・ホールセール部門副部門長 兼顧客グループ営業店部業推役員
大 久 保 哲 夫	常 務 執 行 役 員	企画部統轄 顧客グループ営業店部業推役員
浅 井 英 彦	執 行 役 員	名古屋地区統括支配人兼名古屋支店長
松 井 孝	執 行 役 員	福岡支店長
田 中 一 光	執 行 役 員	京都支店長
鈴 木 郁 也	執 行 役 員	東京法人信託営業第一部長
穂 積 孝 一	執 行 役 員	業務部長
佐 谷 戸 淳 一	執 行 役 員	米州地区統括支配人兼ニューヨーク支店長
八 木 康 行	執 行 役 員	本店
荒 川 和 芳	執 行 役 員	業務監査部長
片 岡 健	執 行 役 員	本店営業第一部長
柴 田 重 政	執 行 役 員	東京営業第四部長
今 仲 政 幸	執 行 役 員	東京営業第二部長
北 野 幸 広	執 行 役 員	受託事業部門副部門長
森 伊 吹	執 行 役 員	顧客グループ・リテール部門副部門長 兼顧客グループ営業店部業推役員

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	報 酬 等
取 締 役	494 (内、報酬以外75)
監 査 役	93
計	588 (内、報酬以外75)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬等のうち報酬以外の額は、第137期定時株主総会において決議予定の取締役賞与75百万円です。
3. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役については月額50百万円、監査役については月額10百万円です。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

氏 名	兼 任 そ の 他 の 状 況
前 田 庸	株式会社東京証券取引所 社外取締役
平 尾 光 司	セントケア・ホールディング株式会社 社外監査役

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
高 村 幸 一	3年9ヶ月	当期開催の取締役会18回中18回に、また監査役会15回中15回に出席	取締役会では、主に製造業出身の常勤監査役としての見地から、必要に応じ質問を行い意見を述べております。また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 なお、当社の複数の子会社の非常勤監査役（無報酬）を兼務し、企業集団全体の監査体制の強化に尽力しております。
前 田 庸	4年9ヶ月	当期開催の取締役会18回中18回に、また監査役会15回中15回に出席	取締役会では、主に法制的見地から、必要に応じ質問を行い意見を述べております。また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
平 尾 光 司	2年9ヶ月	当期開催の取締役会18回中17回に、また監査役会15回中13回に出席	取締役会では、主に金融機関の経営的見地から、必要に応じ質問を行い意見を述べております。また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) なお、社外監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会に出席して意見を述べるとともに、監査役会で決定した分担に基づき、本支店の実地調査を行っております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
高 村 幸 一	当社は社外監査役の各氏との間に、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
前 田 庸	
平 尾 光 司	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	当社から受けている報酬等	当社の親会社等から受けている報酬等
報酬等の合計	38	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	3,000,000千株
	発行済株式の総数	普通株式	1,675,128千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	44,977名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	95,430 千株	5.69 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	92,881	5.54
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	60,622	3.61
ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー） サブ アカウント アメリカン クライアント	34,740	2.07
ザ バンク オブ ニューヨーク インターナショナル ノミニーズ	33,321	1.98
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	26,521	1.58
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	22,018	1.31
株 式 会 社 ク ボ タ	21,984	1.31
ザ チェース マンハッタン バンク 385036	20,027	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	16,702	0.99

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等
該当ありません。
- (3) 事業年度の末日において現に発行している当社の新株予約権
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称		当社、子会社及び子法人等が支払うべき報酬等の合計額(注1、2)		その他
監査の職務を行った 指定社員の氏名	所属する監査法人			
指定社員・業務執行社員 河合利治 指定社員・業務執行社員 白川芳樹 指定社員・業務執行社員 小倉加奈子	あずさ監査法人	当社、子会社及び子法人等が支払うべき 会計監査人に対する報酬等の合計額	264	(注3)
		うち監査証明業務の対価として 支払うべき報酬等の合計額	195	
		うち当社が支払うべき会計 監査人としての報酬等の額	100	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、金額には当社が支払うこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である信託業務の内部統制監査、内部統制に関するアドバイザリー業務等を委託し対価を支払っています。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の独立性、審査体制及び法令等遵守体制その他の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況を特に考慮し、取締役と監査役が綿密な関係をとつつ、会社法第340条等に基づき解任または不再任の決定を行う方針であります。

ロ. 当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）が、当社の重要な子会社及び子法人等の監査をしている事実

当社の重要な子会社のうち、The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Limited、Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)、Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A.、STB Omega Investment Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

7. 業務の適正を確保する体制

当社は、適切な経営管理のもと、業務の健全性及び適切性を確保するため、コンプライアンス（法令等遵守）、顧客の保護及び利便性の向上の徹底ならびに各種リスクの的確な管理態勢の整備・確立に向けた方針を以下のとおり定めております。

<取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

- (1) 取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため、役職員等の行動規範となる倫理憲章、社会活動憲章及びコンプライアンス方針を定める。
- (2) 取締役会は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための態勢を整備する。
- (3) 取締役は、他の取締役に関する重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。

<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

取締役会は、文書管理及び情報セキュリティに関する社内規則に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

<損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

- (1) 業務執行に係るリスクとして、以下 ～ のリスク（カテゴリー）を認識する。

信用リスク：信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク

市場リスク：金利、株式、為替等の価格やレートの変動、あるいはその他の資産価格の変動により、資産・負債の価値や収益が変動し、損失を被るリスク

流動性リスク：環境の急激な変化や当社の風評の悪化等により必要な資金が確保できなくなるリスク、あるいは、迅速かつ適切な価格で取引ができなくなることにより損失を被るリスク

オペレーショナルリスク：業務の過程、役職員等の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク（以下の ～ のリスクを含む）

事務リスク：役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク

情報セキュリティリスク：情報管理、システム障害、システム開発プロジェクトの不適切な管理等に起因し、当社の情報及び情報システムの機密性、完全性、可用性が損なわれる等によって損失を被るリスク

コンプライアンスリスク：内外の法令・規制・社会規範の遵守を怠ったため罰則又はクレーム・訴訟を受ける、及び、必要な条項の欠落、取引相手の法的行為能力の欠如等、契約上の障害により取引を完了できなくなる等により損失を被るリスク

人 的 リ ス ク：人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、ハラスメント等の問題により損失を被るリスク

イ ベ ン ト リ ス ク：自然災害・戦争・犯罪等、非常事態の発生により損失を被るリスク

風 評 リ ス ク：マスコミ報道、風評・風説等により当社及び子会社等の評判が悪化し、経営に大きな影響を及ぼす（可能性のある）ことにより損失を被るリスク

- (2) 取締役会は、リスク管理態勢の基礎として、リスクカテゴリー毎の管理方針及びそれらを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照する統合的リスク管理に係る方針（以下、あわせてリスク管理方針という）を定める。
- (3) 取締役会は、リスク管理方針に則り、リスク管理に関する取決めを定めた規程の整備、管理部署とその担当役員（取締役・執行役員）の設置等、損失の未然防止とともに不測事態における影響を最小限に止める態勢を整える。
- (4) 取締役会は、方針の有効性・妥当性及び態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク管理状況について管理部署から定期的に（重大な事項については都度）報告を受けるほか、必要に応じて調査等を実施させる。
- (5) 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、リスク管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。

< 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 >

- (1) 取締役会は、役職員等が共有する全社的な経営方針を定め、この浸透を図るとともに、この経営方針に基づく経営計画を決議する。経営計画決議にあたり、戦略目標として、全社的な収益目標の決定、各リスクカテゴリーへの効率的なリスク量配分（資本配分）及び各部門への効率的な経営資源の配分を行う。
- (2) 取締役会は、自己資本の充実による業務の健全性と自己資本の有効活用による業務の効率性の維持・向上を図るため、自己資本管理方針を定め、管理態勢を構築する。
- (3) 取締役会は、顧客の保護及び利便性の向上を図るため、顧客保護等管理方針を定め、管理態勢を構築して、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の苦情・相談等への対処、ならびに顧客情報の管理を行い、顧客保護等管理を徹底する。

- (4) 取締役会は、各部門の業務計画等を含む経営計画につき、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて計画を修正する。
- (5) 取締役会は、月1回以上適宜開催され、迅速な意思決定と効率的な職務の執行を行う。取締役会付議事項は、原則、事前に社長及び社長が指定する取締役等によって構成される経営会議で審議し、その決議を経る。
- (6) 取締役会は、個別の事業戦略、リスク管理及び業務等に関する事項を審議・決議する機関として経営会議及び各審議会を設置するほか、必要に応じて提言機関として各委員会を設置する。
- (7) 取締役会は、事業部制により各部門の責任を明確化し、取締役会で選任された執行役員が業務を執行することにより、取締役の職務の執行の効率化を図る。また、社内の組織、権限及び責任を規定に定め、明確化する。
- (8) 取締役会は、ステークホルダー（利害関係人）の理解を得ることで業務執行が効率的に運営できるように、ディスクロージャー委員会及びIR担当部署を設置し、当社の経営の透明性を確保する。

< 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 >

- (1) 取締役会は、役職員等の行動規範となる倫理憲章、コンプライアンス方針及びコンプライアンス行動基準を定め、取締役が繰り返しその精神を役職員等に伝えることにより徹底する。
- (2) 取締役会は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括部署の担当役員（取締役・執行役員）が委員長を務める。取締役会は、コンプライアンスの実施状況及び運営上の問題点について定期的に（重大な事項については都度）提言・報告を受け、経営施策に反映させる。
- (3) 取締役会は、コンプライアンス統括部署を設置し、全社のコンプライアンス態勢や関連規定の整備及び研修を行う。また、全店部にコンプライアンス担当者を配置し、店部でのコンプライアンスの実践と研修を行う。
- (4) 取締役会は、内部通報の調査態勢及び通報者保護の制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等について役職員等が直接コンプライアンス委員会又は社外の弁護士に通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置し、その運営状況を定期的にコンプライアンス委員会から取締役に報告する。
- (5) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役に於いて報告する。
- (6) 取締役会は、コンプライアンスを含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、コンプライアンスに係る管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。

< 会社情報の開示全般に係る内部統制の有効性を確保するための体制 >

- (1) 取締役会は、財務報告を含む会社情報の開示全般に係る内部統制の有効性を確保するため、情報開示統制方針を定め、当社の経営関連情報を公正かつ適時適切に開示する体制を構築する。
- (2) 取締役会は、ディスクロージャー委員会を設置する。ディスクロージャー委員会は、情報開示に係る内部統制の適切な整備・運用のための具体的方策を検討する。

< 株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 >

- (1) 取締役会は、子会社等の業務の規模・特性に応じ、その業務運営を適正に管理し、コンプライアンス、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切な措置をとる。
- (2) 取締役会は、子会社等の業務運営に関する基本的事項を定めた規程に基づき、子会社等との間で、業務運営に関する報告及び指導等の態勢を整備する。
- (3) 取締役会は、子会社等について総合的に把握・管理する部署（以下、連結経営推進部署という）に加え、各社毎に当社の所管部を定める。原則として所管部長等は、各社非常勤取締役に就任し、子会社等の経営へ参画し、指導する。
- (4) 連結経営推進部署及び所管部は、子会社等の実態把握及び指導等を行うほか、必要に応じ、当社関係各部が指導等を行う。連結経営推進部署及び所管部は、取締役会及び経営会議に対し、子会社等の概況を定期的に報告する。
- (5) 子会社等と当社及び他の子会社等との間の取引価格等は、マーケットプライスを基準として決定する。
- (6) 内部監査部署が法令等の範囲内で必要に応じて、子会社等に対して内部監査を実施し、取締役会に監査結果を適時適切に報告する。

< 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項 >

監査役の職務の執行を補助する専任組織として設置されている監査役室に、室長 1 名を含む相当数の使用人を置く。

< 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項 >

監査役室の使用人は取締役の指揮命令を受けないものとし、使用人の人事・処遇関係については監査役と事前に協議する。

<取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制>

- (1) 取締役、執行役員及び使用人は、取締役会規則に規定する報告事項に加え、以下 ～ の報告を監査役に対して行う。

会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した場合は、直ちに報告を行う。

コンプライアンス・ホットライン制度による通報状況の報告をその都度行う。

定期的に又は監査役の求めに応じ、子会社等を含む業務執行状況の報告を行う。

- (2) 内部監査部署は、定期的に又は監査役の求めに応じ、内部監査の結果を監査役に対して報告する。

<その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

- (1) 監査役が毎年度作成する監査計画に基づく監査の実施に、取締役、執行役員及び使用人は協力する。

- (2) 会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できるよう以下 ～ の体制を構築する。

会計監査人は、監査役に監査計画を提出し意見交換を行う。

会計監査人は、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、監査役に通知を行う。

会計監査人の再任及び報酬の適否については、監査役の事前承認を要することとする。

会計監査人は、定期的に又は監査役の求めに応じて、監査役と会合をもち意見交換を行う。

その他、取締役、執行役員及び使用人は監査役が必要と認める体制の整備構築に協力する。

- (3) 代表取締役は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。
- (4) 内部監査部署は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。
- (5) 監査役は、重要性等を考慮して子会社等の非常勤監査役を兼務するとともに、子会社等の取締役及び監査役等と意見交換を行う。
- (6) 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。

連 結 貸 借 対 照 表

平成 20 年 3 月 31 日 現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	891,560	預 金	11,875,749
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	140,780	譲 渡 性 預 金	2,456,695
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	152,240	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	140,152
買 入 金 銭 債 権	581,167	売 現 先 勘 定	790,588
特 定 取 引 資 産	1,078,192	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	131,957
金 銭 の 信 託	17,533	特 定 取 引 負 債 金	338,217
有 価 証 券	4,602,451	借 用 金	883,039
貸 出 金	10,746,228	外 国 為 替	0
外 国 為 替	7,946	短 期 社 債	356,754
金 融 派 生 商 品	1,802,243	社 債 債 権	598,859
そ の 他 資 産	1,414,171	信 託 勘 定 借	747,554
有 形 固 定 資 産	132,743	金 融 派 生 商 品	1,620,494
建 物	35,499	そ の 他 負 債 金	437,776
土 地	86,075	賞 与 引 当 金	6,272
建 設 仮 勘 定	61	役 員 賞 与 引 当 金	75
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	11,107	退 職 給 付 引 当 金	9,636
無 形 固 定 資 産	148,241	預 金 払 戻 損 失 引 当 金	819
ソ フ ト ウ ェ ア	31,480	偶 発 損 失 引 当 金	7,806
の れ ん	115,508	移 転 関 連 費 用 引 当 金	2,243
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,252	繰 延 税 金 負 債	198
繰 延 税 金 資 産	83,050	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,021
支 払 承 諾 見 返	488,865	支 払 承 諾	488,865
貸 倒 引 当 金	106,683	負 債 の 部 合 計	20,899,780
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	287,537
		資 本 剰 余 金	242,555
		利 益 剰 余 金	483,686
		自 己 株 式	441
		株 主 資 本 合 計	1,013,338
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	65,958
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,107
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,306
		為 替 換 算 調 整 勘 定	4,729
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	58,029
		少 数 株 主 持 分	209,586
		純 資 産 の 部 合 計	1,280,954
資 産 の 部 合 計	22,180,734	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	22,180,734

自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日

5,650

(29)

連結株主資本等変動計算書

自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	287,517	242,538	429,674	389	959,340
当連結会計年度変動額					
新株の発行	19	19			39
剰余金の配当		—	28,468		28,468
当期純利益			82,344		82,344
自己株式の取得				81	81
自己株式の処分		2	—	30	27
土地再評価差額金の取崩			136		136
海外投資等損失準備金の減少			0		0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額(純額)					
当連結会計年度 変動額合計	19	16	54,012	51	53,997
当連結会計年度末残高	287,537	242,555	483,686	441	1,013,338

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評価・換算 差額等合計		
前連結会計年度末残高	295,213	9,710	4,168	3,517	277,817	210,749	1,447,907
当連結会計年度変動額							
新株の発行							39
剰余金の配当							28,468
当期純利益							82,344
自己株式の取得							81
自己株式の処分							27
土地再評価差額金の取崩							136
海外投資等損失準備金の減少							0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額(純額)	229,254	10,817	137	1,212	219,787	1,163	220,950
当連結会計年度 変動額合計	229,254	10,817	137	1,212	219,787	1,163	166,952
当連結会計年度末残高	65,958	1,107	4,306	4,729	58,029	209,586	1,280,954

第137期 連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 36社

主要な会社名

住信リース株式会社

住信・松下フィナンシャルサービス株式会社

ファーストクレジット株式会社

すみしん不動産株式会社

住信アセットマネジメント株式会社

Sumitomo Trust and Banking Co.(U.S.A.)

なお、ライフ住宅ローン株式会社他2社は、株式取得等により、当連結会計年度から連結しております。

また、スミセイ・リース株式会社は、住信リース株式会社と合併しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

住信iファンド 投資事業組合

ハミングバード株式会社他42社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、会社計算規則第95条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連法人等 7社

主要な会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

住信SBIネット銀行株式会社（株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社より社名変更）

ビジネクスト株式会社

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

住信iファンド 投資事業組合

ハミングバード株式会社他42社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、会社計算規則第101条第1項第2号により持分法の対象から除外しております。

また、その他の持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

8月末日 1社

11月末日 1社

12月末日 11社

1月末日 3社

3月末日 20社

- (2) 8月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等、11月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。

ただし、重要性の乏しいものについては、発生会計年度に全額償却しております。

6. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式以外の時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

従来「時価評価されていない有価証券」に分類してきた、海外資産担保証券の一部について、時価の取得とその検証が可能となったことから、「時価のある有価証券」に区分変更し純資産直入及び時価のある有価証券としての減損処理の対象としております。これにより、有価証券が4,032百万円、その他有価証券評価差額金が2,394百万円減少し、繰延税金資産が1,637百万円増加したほか、経常利益及び税金等調整前当期純利益は14,597百万円それぞれ減少しております。

- (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産

当社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～60年
動 産	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,227百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

(9) 預金払戻損失引当金の計上基準

預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(会計方針の変更)

負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用し、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は819百万円それぞれ減少しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(表示方法の変更)

偶発損失引当金は、前連結会計年度において「貸倒引当金」に含めて表示しておりましたが、金額的な重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度末における当該金額は2,888百万円であります。

(11) 移転関連費用引当金の計上基準

移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) リース取引の処理方法

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は28,797百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は27,734百万円(同前)であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建の他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(Ⅷ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、個別取引毎の繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(15) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

（金融商品に関する会計基準）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

（連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針）

企業集団内の会社に投資（子会社株式等）を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日）の第30 - 2項を当連結会計年度から適用しております。これにより、従来の方法に比べ当期純利益が4,134百万円減少しております。

表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において、「その他資産」に含めて表示しておりました「金融派生商品」（前連結会計年度591,937百万円）、及び、「その他負債」に含めて表示しておりました「金融派生商品」（前連結会計年度567,599百万円）は、資産総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資を除く） 47,367百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,126百万円、延滞債権額は56,110百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は77,668百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は134,910百万円であります。なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,089百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特 定 取 引 資 産	343,204百万円
有 価 証 券	1,118,018百万円
貸 出 金	267,889百万円
そ の 他 資 産	37,788百万円

担保資産に対応する債務

預 金	35,211百万円
売 現 先 勘 定	790,588百万円
債券貸借取引受入担保金	131,957百万円
借 用 金	174,667百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券571,967百万円、その他資産197百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は4,777百万円、保証金は16,786百万円、デリバティブ取引の差入担保金は5,076百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は8,241,981百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,655,788百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,049百万円

10. その他資産には、過去に海外市場で行ったレバ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所への審査請求を経て、平成17年3月31日付で東京地方裁判所に訴訟を提起し、平成19年4月17日付で当社勝訴の判決を受けました。国側は同年5月1日付で東京高等裁判所に控訴しましたが、平成20年3月12日付で控訴棄却の判決の言渡しを受け、同年3月26日付で上告受理の申立てを行っております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 104,863百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 28,337百万円

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金125,000百万円が含まれております。
14. 社債には、劣後特約付社債583,859百万円が含まれております。
15. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託696,894百万円、貸付信託284,609百万円であります。
16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は118,207百万円であります。
17. 1株当たりの純資産額 639円75銭
18. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	235,645百万円
年金資産（時価）	237,143
未積立退職給付債務	1,498
未認識数理計算上の差異	66,683
未認識過去勤務債務	1,354
連結貸借対照表計上額の純額	69,535
うち前払年金費用	79,172
退職給付引当金	9,636

20. 当連結会計年度におけるストック・オプションの内容、規模及びその変動状況については以下のとおりであります。

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成15年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当 社 取 締 役 13人 当社執行役員 13人 当 社 従 業 員 415人
株式の種類及び付与数	普通株式 1,186,000株
付与日	平成15年6月30日
権利確定条件	定めなし
対象勤務期間	定めなし
権利行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成19年6月30日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	平成15年6月27日
権利確定前	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後	
前連結会計年度末	99,000株
権利確定	—
権利行使	94,000株
失効	5,000株
未行使残	—

単価情報

権利行使価格	415円
行使時平均株価	1,217円
付与日における公正な評価単価	—

(連結損益計算書関係)

- 「その他経常収益」には、株式等売却益31,403百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、海外クレジット投資ポートフォリオの見直しに伴う有価証券の減損損失40,748百万円及び売却損7,480百万円、株式等償却30,555百万円を含んでおります。
- 「その他の特別利益」は、退職給付信託返還益であります。
- 1株当たり当期純利益金額 49円17銭
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 49円17銭

(連結株主資本等変動計算書関係)

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式 普通株式	1,675,034	94	—	1,675,128	注1
自己株式 普通株式	429	80	32	477	注2、3

- 注 1. 普通株式の発行済株式数の増加94千株は新株予約権の権利行使による増加であります。
2. 普通株式の自己株式数の増加80千株は単元未満株式の買取による増加であります。
3. 普通株式の自己株式数の減少32千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

- 当社の配当については、次のとおりであります。

当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり の金額	基 準 日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	百万円 14,234	8.50円	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月15日 取締役会	普通株式	百万円 14,234	8.50円	平成19年9月30日	平成19年12月7日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成20年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

配当金の総額 14,234百万円

1株当たり配当額 8円50銭

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月30日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	619,510	450

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	う ち 益 (百万円)	う ち 損 (百万円)
国債	439,374	447,281	7,906	7,906	0
地方債	100	100	0	0	0
短期社債	—	—	—	—	—
社債	136,890	136,929	38	93	54
その他	281	316	34	35	0
外国債券	281	316	34	35	0
合計	576,646	584,627	7,980	8,036	56

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	う ち 益 (百万円)	う ち 損 (百万円)
株式	478,667	669,831	191,163	217,008	25,844
債券	829,653	829,100	552	5,021	5,573
国債	648,503	649,475	971	4,486	3,515
地方債	25,441	25,623	182	210	28
短期社債	—	—	—	—	—
社債	155,708	154,001	1,706	323	2,030
その他	2,603,717	2,523,932	79,785	17,814	97,599
外国株式	374	1,112	738	738	—
外国債券	1,979,586	1,910,582	69,003	12,700	81,704
その他	623,756	612,236	11,519	4,375	15,895
合計	3,912,038	4,022,864	110,826	239,843	129,017

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）してあります。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について13,609百万円、その他の証券について3,994百万円減損処理を行っております。

減損処理において、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、

今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。

なお、昨今の国際金融市場の混乱に鑑みると、時価の回復基調が認められない状況にあることから、当連結会計年度においては、外国証券について、時価が取得原価に比べ30%以上下落したものを中心に54,944百万円追加的に減損処理を行っております。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	7,198,861	92,800	9,569

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券 非上場内国債券	242,287

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	338,883	588,429	401,554	318,885
国債	172,210	294,614	304,549	317,474
地方債	4,862	13,914	6,946	—
短期社債	—	—	—	—
社債	161,810	279,900	90,057	1,411
その他	61,187	616,935	1,015,865	747,942
外国債券	52,779	522,615	842,493	494,688
その他	8,407	94,319	173,372	253,253
合計	400,070	1,205,365	1,417,419	1,066,828

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	15,533	59

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 (百万円)	うち 益 (百万円)	うち 損 (百万円)
その他の 金銭の信託	2,000	2,000	—	—	—

（注）当連結会計年度末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

平成 20 年 3 月 31 日現在

(単位：百万円)

[illegible]

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(単位：百万円)

[illegible]

第137期株主資本等変動計算書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
前事業年度末残高	287,517	242,536	2	242,538	46,580	338,715	385,296	389	914,963
当事業年度変動額									
新株の発行	19	19		19					39
剰余金の配当		—	—	—	—	28,468	28,468		28,468
当期純利益						69,924	69,924		69,924
自己株式の取得								81	81
自己株式の処分		—	2	2		—	—	30	27
土地再評価差額金の取崩						136	136		136
海外投資等損失準備金の減少						0	0		0
株主資本以外の項目の 当事業年度 変動額(純額)									
当事業年度 変動額合計	19	19	2	16	—	41,592	41,592	51	41,577
当事業年度末残高	287,537	242,555	0	242,555	46,580	380,308	426,888	441	956,540

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額	評価・換算 差 額 等 合 計	
前事業年度末残高	294,424	9,713	4,168	280,542	1,195,505
当事業年度変動額					
新株の発行					39
剰余金の配当					28,468
当期純利益					69,924
自己株式の取得					81
自己株式の処分					27
土地再評価差額金の取崩					136
海外投資等損失準備金の減少					0
株主資本以外の項目の 当事業年度 変動額(純額)	228,488	11,343	137	217,283	217,283
当事業年度 変動額合計	228,488	11,343	137	217,283	175,705
当事業年度末残高	65,936	1,629	4,306	63,259	1,019,800

第137期 個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式以外の時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

従来「時価評価されていない有価証券」に分類してきた、海外資産担保証券の一部について、時価の取得とその検証が可能となったことから、「時価のある有価証券」に区分変更し純資産直入及び時価のある有価証券としての減損処理の対象としております。これにより、その他の証券が4,032百万円、その他有価証券評価差額金が2,394百万円減少し、繰延税金資産が1,637百万円増加したほか、経常利益及び税引前当期純利益は14,597百万円それぞれ減少しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～60年
動 産	2年～20年

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間で均等償却しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,724百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

(6) 預金払戻損失引当金

預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(会計方針の変更)

負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当期から同報告を適用し、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益は819百万円それぞれ減少しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(表示方法の変更)

偶発損失引当金は、前期において「貸倒引当金」に含めて表示しておりましたが、金額の重要性が増したため、当期より区分掲記しております。なお、前期における当該金額は2,888百万円であります。

(8) 移転関連費用引当金

移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は28,797百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は27,734百万円(同前)であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

会計方針の変更

（金融商品に関する会計基準）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資総額 341,112百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は349百万円、延滞債権額は18,909百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は72,206百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,465百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,089百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	343,204百万円
有価証券	1,118,018百万円
貸出金	267,889百万円

担保資産に対応する債務

預 金	35,211百万円
売 現 先 勘 定	790,588百万円
債券貸借取引受入担保金	131,957百万円
借 用 金	141,900百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券571,621百万円、その他資産197百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は16,288百万円、デリバティブ取引の差入担保金は5,076百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は7,468,190百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,883,739百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,049百万円

10. その他の資産には、過去に海外市場で行ったレボ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所への審査請求を経て、平成17年3月31日付で東京地方裁判所に訴訟を提起し、平成19年4月17日付で当社勝訴の判決を受けました。国側は同年5月1日付で東京高等裁判所に控訴しましたが、平成20年3月12日付で控訴棄却の判決の言渡しを受け、同年3月26日付で上告受理の申立てを行っております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 94,114百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 28,214百万円

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金580,895百万円が含まれております。

14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

15. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託696,894百万円、貸付信託284,609百万円であります。

16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は118,207百万円であります。

17. 1株当たりの純資産額 608円96銭

18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

19. 関係会社に対する金銭債権総額 799,805百万円

20. 関係会社に対する金銭債務総額 533,284百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

信託報酬	13百万円
資金運用取引に係る収益総額	15,056百万円
役務取引等に係る収益総額	6,790百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	1,205百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	17,370百万円
役務取引等に係る費用総額	28,935百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	228百万円
その他の取引に係る費用総額	17,033百万円

2. 「その他の経常費用」には、海外クレジット投資ポートフォリオの見直しに伴う有価証券の減損損失40,748百万円及び売却損7,480百万円を含んでおります。

3. 「その他の特別利益」は、退職給付信託返還益であります。

4. 1株当たり当期純利益金額 41円75銭

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 41円75銭

6. 関連当事者との重要な取引の内容は以下のとおりであります。

子会社及び子法人等、関連法人等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社及び 子法人等	STB Finance Cayman Limited	所 有 直接100%	役員の兼任 金 銭 貸 借 預 金 取 引	資金の借入 資金の返済	30,000 22,300	借 入 金	267,895
				債 務 保 証	7,700	支払承諾 見 返	267,895

(注) 資金の借入はSTB Finance Cayman Limitedが発行している劣後社債と同等の条件により資金を借り入れたものであり、債務保証は当該社債に対するものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式 普通株式	429	80	32	477	注1、2

注 1. 普通株式の株式数の増加80千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の株式数の減少32千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	前事業年度末残高	当事業年度変動額	当事業年度末残高
海外投資等損失準備金	0百万円	0百万円	0百万円
別途準備金	251,870百万円	50,000百万円	301,870百万円
繰越利益剰余金	86,845百万円	8,407百万円	78,438百万円

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	619,510	450

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	う ち 益 (百万円)	う ち 損 (百万円)
国債	438,978	446,883	7,904	7,904	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	136,890	136,929	38	93	54
その他	—	—	—	—	—
合計	575,869	583,813	7,943	7,998	54

(注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）
該当ありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	う ち 益 (百万円)	う ち 損 (百万円)
株式	478,567	669,412	190,845	216,685	25,840
債券	829,653	829,100	552	5,021	5,573
国債	648,503	649,475	971	4,486	3,515
地方債	25,441	25,623	182	210	28
短期社債	—	—	—	—	—
社債	155,708	154,001	1,706	323	2,030
その他	2,573,201	2,493,618	79,582	17,682	97,265
外国株式	370	1,093	722	722	—
外国債券	1,955,410	1,886,621	68,789	12,584	81,373
その他	617,420	605,903	11,516	4,375	15,891
合計	3,881,421	3,992,132	110,710	239,389	128,679

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については当期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当期末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。当期において、その他有価証券で時価のある株式について13,609百万円、その他の証券について3,994百万円減損処理を行っております。

減損処理において、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、

今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。

なお、昨今の国際金融市場の混乱に鑑みると、時価の回復基調が認められない状況にあることから、当期においては、外国証券について、時価が取得原価に比べ30%以上下落したものを中心に49,558百万円追加的に減損処理を行っております。

5. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	7,192,985	91,405	7,449

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年 3月31日現在）

	金額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	291,325
関連法人等株式	32,610
その他有価証券	
非上場内国債券	282,287

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年 3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	353,639	613,229	401,502	318,885
国債	172,016	294,464	304,498	317,474
地方債	4,812	13,864	6,946	—
短期社債	—	—	—	—
社債	176,810	304,900	90,057	1,411
その他	59,481	598,809	1,013,851	747,025
外国債券	51,073	504,489	840,479	493,771
その他	8,407	94,319	173,372	253,253
合計	413,120	1,212,039	1,415,354	1,065,911

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成20年 3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	15,533	59

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年 3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年 3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 (百万円)	うち 益 (百万円)	うち 損 (百万円)
その他の 金銭の信託	2,000	2,000	—	—	—

（注） 当期末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

有価証券償却税分	52,440百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)	36,340百万円
退職給付引当金	11,825百万円
その他	22,344百万円
繰延税金資産小計	122,950百万円
評価性引当額	8,458百万円
繰延税金負債との相殺	50,821百万円
繰延税金資産合計	63,670百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	45,086百万円
その他	5,735百万円
繰延税金負債小計	50,821百万円
繰延税金資産との相殺	50,821百万円
繰延税金負債合計	—百万円

差引：繰延税金資産の純額	63,670百万円
--------------	-----------

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年 5 月12日

住友信託銀行株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 河 合 利 治 (印)
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 白 川 芳 樹 (印)
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小 倉 加奈子 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友信託銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友信託銀行株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」の第30 - 2項を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年 5月12日

住友信託銀行株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 河 合 利 治 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 白 川 芳 樹 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小 倉 加奈子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友信託銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第六号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制、以下「内部統制システム」といいます）の整備状況、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢等を重点監査事項として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、随時本店及び支店において業務の状況を实地調査いたしました。实地調査にあたっては内部監査部門との連係に努めました。さらに、内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の状況を、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠して、監視し検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制について、法令に基づく制度の導入に備えた準備に係る取締役の職務執行状況を監視し検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人については会議や实地調査への立会い等により会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会意見書）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務の執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月13日

住友信託銀行株式会社 監査役会

常任監査役(常勤)	田 辺 榮	一	印
監 査 役(常勤)	高 村 幸	一	印
監 査 役(常勤)	野 口 裕	史	印
監 査 役	前 田 庸	一	印
監 査 役	平 尾 光	司	印

(注) 監査役高村幸一、監査役前田 庸及び監査役平尾光司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

ご 参 考

第 137 期 末 信 託 財 産 残 高 表

平 成 20 年 3 月 31 日 現 在

(単位：百万円)

資 産				金 額	負 債				金 額
貸	出	金		447,059	金	銭	信	託	25,545,526
	証	書	貸	282,204	年	金	信	託	7,100,851
	手	形	付	164,855	財	産	形	成	給
有	価	証	券	11,508,943	付	信	託		7,203
			債	4,935,952	貸	付	信	託	278,182
	国	地	方	381,452	投	資	信	託	21,484,220
			債	1,402,317	金	銭	信	託	3,042,883
	社		債	2,504,860	金	銭	信	託	15,885,157
	株		式	2,283,091	有	価	証	券	の
	外	国	証	1,269	金	銭	債	権	の
	そ	の	他	61,015,610	土	地	及	び	そ
信	託	受	益	434,419	包	括	信	託	8,402,083
受	託	有	価	8,908,810	そ	の	他	の	信
金	銭	債	権	0					託
	生	命	保	5,647,913					
	住	宅	貸	3,260,896					
	そ	の	他	4,343,235					
有	形	固	定	98					
	動		動	4,343,136					
	形	固	定	33,370					
無	地	上	権	15,510					
	不	動	産	17,817					
	そ	の	他	41					
	の	他	債	2,822,637					
そ	一	ル	口	45,100					
コ	一		一	747,554					
銀	行	勘	定	227,355					
現	金	預	け	227,355					
	預	け	金						
合	計			90,534,098	合	計			90,534,098

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
3. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額60,984,817百万円を含んでおります。
4. 共同信託他社管理財産 2,973,373百万円
5. 元本補てん契約のある信託の貸出金328,913百万円のうち破綻先債権額は - 百万円、延滞債権額は14,656百万円、3カ月以上延滞債権額は - 百万円、貸出条件緩和債権額は745百万円、以上合計額は15,402百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は次のとおりであります。

金 銭 信 託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	328,913	元 本	696,894
有 価 証 券	9,796	債 権 償 却 準 備 金	924
そ の 他	359,544	そ の 他	434
計	698,254	計	698,254

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券には、貸付信託受益証券9,747百万円を含んでおります。

貸 付 信 託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	—	元 本	284,609
有 価 証 券	—	特 別 留 保 金	1,839
そ の 他	288,201	そ の 他	1,752
計	288,201	計	288,201

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付け、配当につきましては、業績や戦略的な投資の環境を総合的に判断したうえで、連結当期純利益に対する配当性向を中期的に30%程度に高めていく方針としております。この配当方針に基づき、当期の普通株式の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金 8 円50銭 総額14,234,536,475円

なお、中間配当金（１株につき８円50銭）を含めました当期の年間配当金は１株につき17円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年 6 月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途準備金	40,000,000,000円
-------	-----------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 40,000,000,000円

第2号議案 取締役12名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（12名）が任期満了となります。
つきましては、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社 の 株 式 の 数
1	高 橋 温 (昭和16年7月23日生)	昭和40年4月 当社入社 平成3年6月 当社取締役 業務部長委嘱 平成5年6月 当社取締役 企画部長委嘱 平成5年6月 当社常務取締役 企画部長委嘱 平成7年2月 当社常務取締役 平成9年6月 当社専務取締役 平成10年3月 当社取締役社長 平成17年6月 当社取締役会長（現任）	143,000株
2	幡 部 高 昭 (昭和23年4月5日生)	昭和46年4月 当社入社 平成11年6月 当社執行役員 総合資金部長委嘱 平成12年4月 当社常務執行役員 平成12年6月 当社常務取締役兼常務執行役員 平成13年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成15年4月 当社取締役兼常務執行役員 市場事務部長委嘱 平成15年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成18年6月 当社取締役兼副社長執行役員 平成20年1月 当社取締役副会長（現任）	70,000株
3	常 陰 均 (昭和29年8月6日生)	昭和52年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員 企画部長委嘱 平成17年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成17年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成20年1月 当社取締役社長（現任） (当社における担当) 業務監査部統轄	18,000株
4	大 塚 明 生 (昭和28年3月16日生)	昭和51年4月 当社入社 平成10年2月 当社年金運用部長 平成13年6月 当社東京法人信託営業第一部長 平成14年4月 当社執行役員 東京法人信託営業第一部長委嘱 平成16年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成16年6月 当社常務執行役員（現任） (当社における担当) 受託事業部門長	19,000株
5	向 原 潔 (昭和27年2月11日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 審査第一部長委嘱 平成16年4月 当社執行役員 ホールセール企画部長委嘱 平成16年6月 当社常務執行役員 ホールセール企画部長委嘱 平成17年6月 当社常務執行役員 平成18年6月 当社取締役兼常務執行役員（現任） (当社における担当) 顧客グループ・ホールセール部門長兼顧客グループ営業店 部業推役員	35,157株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
6	杉 田 光 彦 (昭和26年7月14日生)	昭和50年4月 当社入社 平成10年6月 当社新宿支店長 平成11年6月 当社企業金融部長 平成13年1月 ビジネクス株式会社 代表取締役社長 平成15年6月 当社執行役員 東京営業第一部長委嘱 平成17年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成17年6月 当社常務執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 審査部長委嘱 平成19年6月 当社常務執行役員（現任） （当社における担当） 顧客グループ営業店部業推役員	35,000株
7	安 藤 友 章 (昭和26年4月27日生)	昭和50年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員 名古屋地区統括支配人 兼名古屋支店長委嘱 平成17年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成17年6月 当社取締役兼常務執行役員（現任） （当社における担当） 顧客グループ・リテール部門長兼顧客グループ営業店部業推役員	16,000株
8	草 川 修 一 (昭和29年12月9日生)	昭和52年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 人事部長委嘱 平成18年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成18年6月 当社取締役兼常務執行役員（現任） （当社における担当） 人事部、リスク統括部、調査部統轄	20,639株
9	服 部 力 也 (昭和29年2月3日生)	昭和53年4月 当社入社 平成12年4月 当社法人企画部長 平成14年4月 当社ホールセール企画部長 平成16年4月 当社金融法人部長 平成17年6月 当社執行役員 金融法人部長委嘱 平成18年6月 当社常務執行役員 金融事業企画部長委嘱 平成19年6月 当社常務執行役員（現任） （当社における担当） 顧客グループ・ホールセール部門副部門長兼顧客グループ営業店部業推役員	16,000株
10	筒 井 澄 和 (昭和31年11月11日生)	昭和54年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 総合資金部長委嘱 平成18年6月 当社執行役員 本店支配人 兼マーケット資金事業部門経営管理ユニット長 兼同財務ユニット長 兼同開発投資ユニット長委嘱 平成19年6月 当社執行役員 本店支配人兼マーケット資金事業部門経営管理ユニット長 平成19年6月 当社取締役兼常務執行役員 経営管理ユニット長委嘱 平成20年5月 当社取締役兼常務執行役員（現任） （当社における担当） マーケット資金事業部門長	18,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
11	大 久 保 哲 夫 (昭和31年4月6日生)	昭和55年4月 当社入社 平成14年4月 当社証券業務部長 平成17年4月 当社受託資産企画部長 平成18年2月 当社業務部長 平成18年6月 当社執行役員 業務部長委嘱 平成19年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成19年6月 当社執行役員 平成20年1月 当社常務執行役員（現任） （当社における担当） 企画部統轄、顧客グループ営業店部業推役員	13,000株
12	佐 谷 戸 淳 一 (昭和30年9月27日生)	昭和53年4月 当社入社 平成14年4月 当社リスク管理部長 平成16年6月 当社リスク統括部長 平成17年6月 当社米州地区統括支配人兼ニューヨーク支店長 平成18年6月 当社執行役員 米州地区統括支配人兼ニューヨーク支店長委嘱 平成20年5月 当社執行役員 本店支配人委嘱（現任）	3,000株

（注） 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役田辺 榮一氏及び高村 幸一氏の両氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、高村 幸一氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。

候補者 番 号	氏 (生 年 月 名 日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	鈴木 優 (昭和26年2月23日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年6月 当社執行役員 業務部長委嘱 平成15年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成15年6月 当社監査役(常勤) 平成17年6月 当社監査役退任 当社取締役兼常務執行役員(現任)	22,000株
2	高村 幸一 (昭和26年2月23日生)	昭和48年4月 住友金属工業株式会社入社 平成10年6月 同社和歌山製鉄所業務部長 平成11年4月 同社和歌山製鉄所総務部長 平成14年1月 同社和歌山製鉄所副所長 平成16年6月 当社監査役(現任)	4,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 高村 幸一氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を締結する予定であります。
3. 高村 幸一氏は、製造業出身の常勤社外監査役として、平成16年6月に選任され、この4年間、従来とは異なった視点からの監査を行い、経営への各種提言もいただいております。その職業、経歴等に鑑みて、当社の監査役としてその職務を尽くすのにふさわしく、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本總會終結の時をもって4年であります。
4. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績などを勘案し、当期末時点の非常勤を除く取締役11名に対して総額75百万円を役員賞与として支給させていただきたいと存じます。なお、各取締役に對する金額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

住友ビルディング11階会議室
(所在地：大阪市中心区北浜四丁目 5 番33号)



- 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車 4 号または10号出口より徒歩約 3 分
- 地下鉄四つ橋線肥後橋駅下車 1A号、1B号または5A号出口より徒歩約 4 分
- 京阪電鉄淀屋橋駅下車 4 号出口より徒歩約 3 分

(お願い)

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。